

平成19年12月12日（水）

○議長（中上良隆君） 順番16、21番 上久保君。

〔21番（上久保修君）登壇〕

○21番（上久保 修君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回、通告させていただきましたのは2点でございますが、私は最近、よく市民の皆さま方からいただく相談に対しての質問をさせていただきます。

最初の質問ですが、地方税である「固定資産税・都市計画税」の本市の取り扱いについてお尋ねをいたします。この税金は、言うまでもなく橋本市の貴重な財源である普通税と目的税であります。特に都市計画税については、固定資産税と同時に毎年1月1日の時点で不動産の所有者にかかる税金であります。これは皆さんもご承知やと思います。ただ、課税対象は、都市計画区域内で都市計画法や土地区画整理法に基づいて、おのおのの事業に充てるため、地方税の目的税として徴収してきました。旧橋本市・旧高野口町も、昭和31年度当時から、国の税制改正によりまして目的税として徴収してきた経緯があります。その後、数回の改正を経て現在の制度となっていると聞いています。

平成11年度の全国調査では、税率区分では0.15%から0.3%未満が409団体に対して0.3%限度いっぱいの税率を取っているところは380団体となっています。この数字から見てもわかるように、目的税としての都市計画税のあり方が各自治体で見直し、または廃止の動きがあるように見てとれました。都市計画税を徴収していないところがあるようです。

和歌山県内においても、新宮市や有田市、ほか何団体もあります。橋本市は、この貴重な財源である税金を多くの納税者から現在も皆さま方に理解をいただき、平成18年度の決算を見ても約4億4,300万円もいただいています。地方税の中には、先ほども申し上げましたが、普通税と目的税があり、都市計画税は特にこの目的税の性質から見て、市民、納税者への説明責任を果たしていかなければ、今後の徴収においても大きく関係してくるのではないのでしょうか。

橋本市は、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民が共有しながら実現していくことを目的として創設された「都市計画マスタープラン」が概ね20年後を見据えて策定されました。橋本市の将来のまちづくりの計画を市民の皆さまにも大いに理解を求めなければなりません。他市の例を引いてご紹介させていただきますと、愛知県一宮市では、ホームページ内で「よくある質問集」がありました。この中で、カテゴリー別の検索も19種類ありまして、その中で「固定資産税・市県民税」の質問には94項目のQ&Aが載っておりました。このように一宮市では、市民の理解を求めするため、わかりやすく対応しています。本市の場合、これらの質問の多くは、その都度担当職員が対応しているのが現状ではないのでしょうか。都市計画税の用途の明確化については、旧自治省から明確化を促進する旨の通知がありましたね。私は知りませんが、平成8年11月20日付、旧自治省税務局の固定資産税課長からあったことを知りました。これらの疑問には、市民の皆さまも同様であり、私は今回の質問をさせていただいたわけであり、このことを踏まえて以下

の5点をお尋ねいたします。

1点目、市税条例について、土地・家屋の課税標準額を定め、これらの税金を同時に徴収していますが、税の種類、(普通税と目的税)は異なります。市税条例では目的税は入湯税のみを明記しているのにはいかなる理由があるのでしょうか。

2点目、市税条例の中の固定資産税の条文では減免制度が明記されているが、都市計画税条例を別に設けておりますけれども、これには減免制度が明記されていないのがわかりました。適用されるのでしょうか。また、市税条例第71条には減免措置として第5号まで明記しているが、対象者がわかりにくい、これも各自治体の例規集等も勉強させていただきましたけれども、こういう法律の条文ですのわかりにくいんですが、先ほどご説明させていただきました各自治体では、市民の皆さんに理解を得るためにいろんな方法をとっております。この点においても、市民からの問い合わせはないのでしょうか。わかりやすく何らかの方法で明記できないのか。近隣の羽曳野市ではホームページで詳しく明記し、税率も2分の1にするとありました。本市もこの点を改善し、わかりやすくすべきと考えるが、いかがお考えでしょうか。

3番については、前段で申し上げましたので要点だけお伺いします。納税者に対する目的税の受益と負担の関係を明らかにしていく責務があると考えます。そのためにも、今後、事業計画や税の使途について説明責任を明確にすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

4番目、税の公平さを考えれば、不納欠損として処理していかなければならないことは大変残念なことであります。正規に納税していただいている市民の方々への理解と説明をどのようにしてきたのか、今後どのようにし

ていかれるのかお伺いしたい。また、過去10年ぐらい、この収納状態を見て、どのように分析しているのか。当然、旧橋本市と旧高野口町を検証していかなければいけないのも理解をした上でお尋ねしております。

5番目についても前段で申し上げました。説明責任として一つの方法を提案させていただきたい。「よくある質問集」の先ほど申し上げましたQ&Aを考えていただき、十分な対応をお願いしたい。そのため、あらゆる方法を検討していただきたい。例えば、広報・区別に回覧するとか、ホームページで検索するとか、相談コーナーを設けるとか、いろいろあると思います。よろしくお祈りします。

次の質問に入ります。平成21年4月から一般廃棄物の処理が広域で処理していかれますが、市長は常日頃、ごみ対策については不退転の決意で臨まれていることは言葉の端々で感じられます。ごみを現在の排出量から1割から2割、最近では3割というお話もありますけれども、削減すれば、処理経費の削減が図られることになり、その財源を別の予算として配分できるわけで、大変効果が生まれます。私は、このごみ問題についても議員に初当選させていただいたときから質問をさせていただき、数々の提案を申し上げてまいりました。これから1年3カ月後には広域処理施設にスムーズに移行できるよう、また、市民の方々にはさらなる理解を求めなければなりません。その意味で今回の質問に至りました。橋本市「一般廃棄物処理基本計画」により、今後の対応について以下の7点をお尋ねいたします。

一つは、平成21年4月から広域で行うため建設が開始されました。本市はこのごみの排出について、基本計画にのっとり進めなければなりません。平成18年3月に、これを受けて橋本市は周辺の広域市町村圏組合が「ごみ処理計画」を発表されました。これは広域で

す。それを受けて同年10月に本市の「一般廃棄物処理基本計画」が策定されました。ごみ処理の課題については、収集体制が旧橋本市と旧高野口町内では今も異なっています。おのおのクリーンセンターが稼働し、処理をしているわけですが、市民の皆さま方は、市内での行き来をする中で大変混乱をしているようであります。現在のところ、仕方がないことではあります。あと1年3カ月で統一した体制をとっていかねばなりません。その体制の進捗状況と市民への周知についてお伺いします。

二つ目は、資源ごみの分別収集区分について異なっています。容器リサイクル法の対応も含め、どのように検討されているのか進捗をお聞きしたいと思います。

同じような質問になりますけども、3番目、これは特に古紙、布、段ボール、瓶類、アルミ缶等々の全市的な対応について、現在どこまで周知されているのか。早目の周知を考慮しないのでしょうか。お伺いいたします。

4点目は、前段でも申し上げましたので、要点のみお尋ねします。ごみの削減を言われていますが、具体的な細かい点までは見えてきておりません。検討されているのであればお聞きをしたいと思います。広域で処理する経費の負担割合については、まだ決定されていないようでございますけども、仮にごみの量により負担割合が決定するのであれば、当然、各自治体も対策をとっているはずでございます。本市はどのような考えで減量化にしていくのかお伺いいたします。

5番目、不法投棄の問題について。家電リサイクル法が施行されて以来、不法投棄の量が増えているのではないのでしょうか。家電4品目別にその量と、それにかかる費用はどの程度かかっているのか、今までどのような対策をとってきたのか、また今後どのような対

策を考えているのかお聞きをいたします。

6番目、広域ごみ処理施設に搬入できないごみの対策について、どのように考えているのか。当然、埋立ごみ等については広域では処理されませんので、これは各市町でやるわけですが、それら処理施設に基本的なところで持ち込みができない場合に、一時的とはいえ場所が確保されているのか。きのう、おとといですか、質問の中でも収集車の集中的なセンターを設置されるようなお話もありましたけども、この点についてお聞きをしておきます。その必要がないのか、どのようにしているのかお聞きをします。

7点目、基本目標と自主推進目標について、ごみの排出量、資源化、最終処分量、家庭系ごみの原単価、生ごみ排出量等々を、平成28年度を目標にされていますが、広域で処理が開始されるまで、いくらかの数値を推定されているのか、また具体的な年度計画があればお聞きをいたしたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。明快なる答弁をよろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、議員おただしの「固定資産税・都市計画税」についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の市税条例についてであります。市税条例は地方税法に基づき定めるところでございます。地方税法第5条において、市町村が課することができる税目が定められており、普通税としまして「市町村民税」、「固定資産税」、「軽自動車税」、「市町村たばこ税」などが課するものとして定められており、同4項で目的税として「入湯税」を課するものとするされております。また、

第6項での目的税として課することのできる税目として、「都市計画税」などが掲げられております。市税条例におきましては、これらの体系に基づき、「課するもの」と「課することができるもの」とにより市税条例を定めているところでございます。

次に、2番目の減免制度についてでございますが、固定資産税につきましては、地方税法第367条により、当該市町村の条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる」と規定されており、本市においても橋本市税条例第71条において定めているところであり、都市計画税に関しましては、地方税法第702条の8第7項において、「都市計画税の減免については、当該固定資産税に係る減免額の割合によって減免する」と定められており、このことにより市税条例では定めておりませんが、固定資産税の減免規定と同じ運用となるところであります。市税条例の固定資産税の減免規定の内容は、地方税法第367条に基づく内容であり、議員が一例として挙げられました、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者」の運用につきましては、現総務省・旧自治省固定資産税課による逐条解説に基づき運用しているところでございまして、「生活保護法の規定による保護等の公私の扶助を受ける者」として行っているところであります。

次に、3番目のおただしによる都市計画税についてでございますが、平成19年度に都市計画税を課している団体は、全国1,805団体のうち675団体でございます。都市計画税は、議員ご指摘のように目的税であります。都市計画税は昭和31年の税制改正において、都市計画事業の推進のために都市計画事業に要する経費に充てるための目的税として再び都市計画税が設けられたところであり、本市におきましても導入を図ったところであります。

都市計画税は、都市計画法に基づく都市計画道路や運動公園、火葬場などの都市施設や土地区画整理事業等に要する費用に充てるための貴重な財源であります。都市計画税は単年度の事業費にのみ充当されるのではなく、償還財源としても充当される部分も大きいところでございます。このため、議員ご指摘のように、使途についての説明責任は必要であると認識しているところでございます。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

次に、4番目のおただしによる固定資産税、都市計画税の収納につきましては、税の公平性の確保、市行政の財源確保を掲げ、鋭意取り組んでいるところであります。不納欠損につきましては、文書、電話、訪宅等による納税指導、納税交渉を重ね、自主納付を促す等の滞納整理業務を実施したにもかかわらず納税に至らなかったもので、滞納者の営業不振、倒産、破産、病気、行方不明等の個別事情を見きわめ、地方税法の規定による事項として不納欠損処理したものであります。ここ10年は増加傾向にあり、景気の悪化による税の負担能力の低下が主な原因と考えております。現在、本市としては、滞納整理業務の重要性を再認識し、積極的に取り組んでいるところであり、特に昨年度からは大口悪質滞納事案について精査の上、和歌山地方税回収機構へ移管することにより、強制的な法的処分による固定資産税等の滞納処分を実施しているところであります。今後、本市といたしましては、より適正な滞納処分の実施のため、まずは職員の資質、技術向上と徴収体制の整備が急務であると考えております。あわせて市民の方々に対しましても、本市の滞納処分への取り組みを周知することにより、納税意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、5番目のご提言をいただきました各種市税に関する他市のホームページに見受け

られます「Q & A」等の充実につきましては、確かに税についてはわかりにくいとか難しいとの声をお聞きするところがございます。このため、機会あるごとにはご説明をさせていただいているところがございますが、広く知っていただくことも重要であると感じているところでもあります。今後、関係課と調整を図りながら、ホームページ等の工夫を図ってまいりますと考えますので、よろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（名迫文一君）登壇〕

○市民部長（名迫文一君）議員おただしの広域ごみ処理施設への移行計画につきまして、橋本市は平成18年3月に合併いたしました。ごみの分別収集、処分については、旧市町それぞれのクリーンセンターごとの体制で行っております。当然、広域ごみ処理施設への移行に伴い、現状の体制を一つに統一するため、広域ごみ処理施設移行計画策定に向け、鋭意取り組んでいるところです。この移行計画では、収集回数、収集車両等を計画する「ごみの分別計画」、新たな収集ルート、集積場所の計画及び必要人員、車両の配備等を計画する「収集体制計画」の策定等で、広域ごみ処理施設での分別区分や搬入方法の詳細については、広域市町村組合の衛生担当者会で協議を行っているところであります。市民への周知につきましては、詳細が決まり次第、早い時期に広報紙や市のホームページを通じて順次行っていきたいと考えています。

次に、古紙、布、段ボール、アルミ缶の収集については、各種団体による集団回収に移行中であり、平成20年度中には全地区を各種団体による集団回収に移行していきたいと考えています。

次に、ごみ減量化の推進のおただしですが、ごみの分別では資源化が図られても、ごみの

減量にはつながりません。ごみの減量化には市民すべての意識改革が重要と考えています。ごみ排出抑制の観点から、ごみ処理費用の市民への一部負担の引き上げも一つの検討課題と認識をしているところです。

次に、不法投棄の問題ですが、ご指摘のように平成13年4月1日に家電リサイクル法が施行され、不法投棄の量も増加しています。本市における平成18年度の家電4品目の不法投棄台数は89台で、処理経費は39万7,950円あります。不法投棄に対する本市の対応につきましては、生活環境課に環境監視員1名を配置し、不法投棄を発見したり市民より通報があれば、現場を調査するなどの不法投棄の監視パトロールに努めています。

次に、広域ごみ処理施設に搬入できないごみの対策についてのおただしですが、広域ごみ処理施設での搬入・処分できないごみとしては埋立ごみがあり、この処分については各自治体の責任により独自処分となります。市が収集する埋立ごみについては、直接最終処分場への搬入となりますが、埋立ごみの持ち込みや不法投棄によるごみの一時保管については、広域ごみ処理施設内で確保していただけるよう協議をしていきたいと考えています。

最後に、橋本市一般廃棄物処理基本計画における基本目標と自主推進目標のおただしですが、現在の本市一般廃棄物処理基本計画は、橋本周辺広域市町村圏組合策定のごみ処理基本計画に基づき、平成18年10月に策定しております。具体的な平成28年度の数値目標については、広域策定の基本計画の努力目標を本市の基本目標と位置づけ、また、ごみ総排出量は各区・自治会による生ごみ減量化推進などにより、基本目標よりさらに可燃ごみの5%を減量することを自主推進目標として設定しております。しかし、平成21年4月からは広域ごみ処理施設への搬入とごみの分別方

法が変わることになりますので、広域ごみ処理施設移行に合わせて見直しを行っていきたいと考えております。ご理解のほどお願いします。

○議長（中上良隆君）この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時46分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

21番 上久保君、再質問ありますか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）答弁ありがとうございました。1項目めから再質問させていただくんですが、先ほどの答弁の中で、もう少し具体的にというかお聞きしたいので、最初の1番目ですが、先ほどもご説明ありました地方税法の第5条の市町村が課することができる税目の中には、当然、市町村民税とか固定資産税、軽自動車税とかずっとあります。先ほどの説明の中でも、これは第5条の第4項になるのかな。目的税は入湯税だけということで、それ以外に目的税としては、課することができるということで都市計画税、いろいろうちはやっていない水利地益税とか共同施設税とかありますけども、先ほども答弁ただいて、都市計画税は目的税であるということをおっしゃっていましたが、そこら辺の部分について、都市計画税の中でそういう附帯事項として条文というのは設けられるのかどうか、そこら辺をお聞きしておきます。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）附帯条件ということで、うちのほうでは第5条に基づいて実施しておるところでございまして、基本的には県下でも5市、30市町村の中で都市計画税を

課していない地域もございます。そういうことで、基本的には、私も不勉強なんですが、附帯部分についてはうちは全く考えておりませんので、目的税として、うちとしては貴重な財源でありますので、課していきたいということでございます。ただ、都市計画税の課税客体というようなところでは法律的に文書表現はされておるところではございますけれども、基本的には考えておりません。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。その点については、一度都市計画税、最近、市民の方も橋本市のホームページを見まして、例規集なんかも本当に入っていくやすいんです。それをご覧になられて、そういう指摘があったので、橋本市としては目的税としては位置づけはあるけども、別に明記するところまではしなくていいということなんです。わかりました。

2番目については、ここで聞きたいのは、減免制度についてですが、先ほども説明ただいて固定資産税の中に減免制度ということで第71条の第5項まで示されているわけですけども、都市計画税もそれにのっとってさせていただけるということなんで、それはわかりました。ここで一つか二つ聞きたいんですけども、減免された状況、前年度でも今年度でも結構ですので、何件ぐらいあったのか教えていただけますか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどの貧困での減免申請件数ということでございまして、これは生活保護の規定によります保護等の公私の扶助を受ける者ということで、平成19年度におきましては12名の方の申請がございまして、それで、ちなみに、これにつきましては、年度当初に申請をいただきまして、生活保護認定者とのチェックを行いまして全額免除をさ

せていただいております。平成18年度の生活保護対象者で減免申請者は10名でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。あまり多くないみたいですね。

それでは、質問もさせていただいている中で、羽曳野市のところをご紹介させていただきました。これは昨日の13番議員もホームページのあり方についてご指摘があったようですが、大変橋本市のホームページについては見にくい部分があります。先ほど申し上げました一宮市の状況なんかでも、わかりにくいということで、かなり市民への周知をやっているんですけども、羽曳野市では固定資産税と都市計画税の減免制度という項目がありまして、対象となる方を詳しく載せています。すべてを要件に該当する方がありまして、固定資産税・都市計画税が2分の1になりますとかという四つほどあります。これは詳しく言うと時間がありませんので、そういうところもありますので一度検討いただきたいなというふうに思います。

減免、先ほど説明をいただいた生活保護の受給者の方ということなんですが、私もこれはどういうことかなというふうに思ったんです。生活保護という受給者の対象については、とにかく預貯金とかいろんな形で調査されるわけで、当然、固定資産税と都市計画税を課せられた中の、橋本市ではだいたい2万6,000件ほどというふうにお聞きしていますけども、その中で12件がそういう対象になっているんですが、生活保護受給していても、要するに課税対象で財産を持っているわけですね。だから、そこら辺の部分について、市民の人にも説明するべきかなというふうに思いますけども、いろいろとあると思います。その点と、それから減免の五つまで設けている中で、

市長が認めたところに減免をするということですけども、その点、市長のほうから言っていていただいてもいいと思いますけども、説明をいただけますか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ただ今の上久保議員の再質問にお答えしたいと思います。

市長が認めた場合ということでございますが、私は若干の記憶にあるのは、昭和58年に上清水で地すべりの大きな問題が発生した記憶がございまして、そのときに担当を地元としてしたわけでございますが、相当な流区域、これは県との協議の上で地すべり対策特別地域ということで指定されたわけでありまして。その指定された区域内の家屋、農地、すべての固定資産税を、全部当時の市長に申し上げて減免を、税の免除をした記憶がございまして、あるいは平成7年7月2日の大水で、大きな雨で、皆さん、記憶があると思うんですが、あれで相当家屋にも被害が多く発生した記憶がございまして。そんなときの減免、2分の1とか、そういうことを陳情要請した記憶があるわけでございます。必要に応じて適切にひとつ処理をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）二つ言ったと思うんですが。

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○21番（上久保 修君）減免のところでは生活保護の対象者の部分について、財産があるわけですが、そこら辺の規定、範囲ですね。財産があるのに生活保護を受けて減免制度を取ったという、その規定の範囲というものを教えてもらいたい。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まずは生活保護担

当部局のほうからAさんBさんということで生活保護に該当するということの決定を福祉のほうでもしてもらいまして、そのほうで、その名簿を持って、市、総務部税務課のほうでは課税をさせていただくという流れになっておりまして、今、手元にないんですが、固定資産部分につきましては、ある一定の評価額以下ということの縛りがございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）はい、ありがとうございます。実は本市の福祉課のところでは僕は調べて、これだけ聞いておいてください。要保護世帯に向けての長期生活支援資金というのがあって、社会福祉協議会にこういう貸し付けの制度があります。これは500万円以上の居住用不動産の自己所有に関して受給は受けられると、こんな制度があるので、こういうのも使ってもらえたらなと思ったんですけど、今おっしゃった答弁とはこれが違うように思うので、ご紹介だけしときます。

3番目のところですけども、質問でも言わせていただきましたけど、これは約60年、50年以上もたって都市計画税をやっているんですけども、平成17年度の資料では、先ほども申しあげました、全国ではもう大変少なくなってきました。和歌山県では8市ありますけど、今、有田と新宮、先ほど申しあげました。で、町に関しては、村も町村に関しても22団体あるんですけど、17、これは取っていません。和歌山県では今、30のうちの19は取ってないんです。約63%ぐらいのところはもう取ってないんです。これは取ってないということは、都市計画そのものの事業がないのかといたら、そうでもないんです。こちら辺、わかりにくいんですけども、こういうことも考えに入れていただきたいなというふうに思います。当然、貴重な財源である4億5,000万円近くいただいているわけで、目的税

としてのはっきりとした受益と負担のところ、使途に関して、先ほど質問で答弁いただきました。これは事業を説明してもらったらいずれ時間がかかるし、街路ですとか公園とかいろいろとありますけども、この都市計画税の目的税、要するに今、政府で言われている特定財源と同じような位置づけやと思いますので、この使途についてどれらの事業が範囲になるのか、そこだけ聞かせていただきたいのと。受益に対しての負担の部分でお聞きしておきます。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）上久保議員のご質問にお答えいたします。先ほどから総務部長も説明しておりますけども、都市計画税は街路、公園、下水道、それから市街地開発事業等、都市計画事業を行う自治体におきまして、その事業に要する費用に充てるために目的税として課税されているものでございます。課税するか否か、それから、あるいは税率をどの程度にするかというのは、自治体の都市計画事業等の実態に応じまして、自治体の自主的判断にゆだねられているところでございます。本市の平成18年度の決算で申し上げますと、街路公園下水道市街地開発事業などの事業費で10億8,057万2,000円、それから過去の都市計画事業に係る起債の償還額が7億5,901万4,000円で、合計18億3,958万6,000円となります。そのうち国庫補助金ですとか地方債ですとか、特定財源を差し引きしますと、一般財源といたしましては9億3,211万6,000円となるわけでございます。本市の都市計画税が4億4,297万3,000円でございます、一般財源9億3,211万6,000円のうち4億4,297万3,000円が充てられているということになります。充当率につきましては47.5%に、約半分、50%に近い数字でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。



○21番（上久保 修君）そしたら、一つだけお聞きしておきます。都市計画税と、それから固定資産税、これは当然一緒に徴収しているんですけども、各我々の自治体でも国の補助がなかったらやっていけない、要するに地方交付税のことなんですけど、この地方交付税の算定基準の中には固定資産税は当然入るわけで、普通税ですから。都市計画税はどのようになっていますか。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）都市計画税につきましては、普通交付税の算定の基礎となる基準財政収入額の中には含まれないことになっております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。ですから、納税者に対する目的税の用途に関しては、先ほど質問でもさせていただきましたように、旧自治省のほうからも通達がありました。ですから、これは市民の皆さんにわかりやく説明すべきやと思います。我々は年間を通じまして、予算・決算の審議をさせていただいているんですけど、その決算書を見ましても、都市計画税をそのものにどこに充てたのか、今、説明いただいた部分について、そこにどれだけの部分が充てられたのかということは、僕らはよくわかりませんでした。ですから、そこら辺はきちりやっている自治体もありますしね、これは検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、時間がありませんので、4番目の収納状態ですけども、ここは大変不納欠損、これは当然、財産を持たれている人で、いろいろと物理的に徴収できないというところもあるんですけど、やはり悪質については県の整理回収機構に移行して、最近は徴収率も上がってきたというふうに聞いていますけども、調べでは、そのときはよかったんやけども、

また上がっているというような部分があるので、実際、橋本市の今の市民の皆さまが見られているのは、橋本市と高野口が合併しまして正規職員が多いと。合併した当時も適正な職員の数字にするために10年間かけて適正な職員体制をとっていくというわけですので、各課においてすごく過度な仕事をしているのと違うかなと。不納欠損に至る件数までお聞きしませんけども、かなりの件数があって、物理的にその職員で対応していけるのかと。例えば海南市では別動隊でプロジェクトチームをつくっているんです。ほんで、徴収率を上げているわけです。橋本市は決して徴収率は僕は悪いとは言っていない。割と高いんです。そやけども、こういう不納欠損に至る、また収入、年度内に未収金として上がってくる、またこの5年間でそういうふうにならぬ不納欠損に陥らないために対応してもらおうんですけども、現体制では僕はいけるのかなというふうに思いますけども、その点はどうですか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かにここ10年間の固定資産・都市計画税の不納欠損額については、あまり芳しくないというのが現状でございます。議員ご指摘のとおり、それではいかんということで、当然、歳入におきましても、市税の自由に使えるお金といいますか、一般財源の割合としましては、18年度決算でも31%弱という大きな数字、ウエートを占めております。そういうことで、今現在、先ほど議員も質問いただいたわけですけども、各悪質滞納者の方々の預貯金の調査等を金融機関もさせていただいてもおりますし、再三にわたる催告書も送らせていただいて、また、電話での催告、お願いもし、最大限の納税の依頼をさせていただいた。その上でも応じていただけないということにつきましては、最近、特に差し押さえを数を増やしていただい

ております。それでも応じていただかなければ回収機構のほうへも送らせていただいております。というような状況でございますので、ただ、体制ということでは、今現在は与えられた人材では最大限の努力をして今後も頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）人数が確保されたらもっとこういう点も改善されるのかなと思いましたが、副市長はじめ、それらの体制をもう一回チェックして見てあげてほしいというふうに思います。やっぱり言われるんです。市民の方も税の公平さからすれば、きちりとした、当然いただける税金ですので、こちら辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間があまりないので、この辺にして、この点については要望だけ言うておきます。自主目標に関しても、一般廃棄物のほうにも行きたいのであれなんですけども、固定資産税の説明責任、これをとにかくホームページもそうですけども、何らかの形で市民の方に理解してもらうためにこれは絶対やっておいていただきたいと思ひます、早急に。お願ひしておきます。

続いて、2番目の一般廃棄物の処理計画によって、平成21年の3月、4月ですけども、一節には3月から操業を試験的に稼働することですので、もうあまり時間がありません。先ほども質問させていただいて答弁いただいたんですけども、やっぱり市民の方は混乱しています。ですから、1日も早く周知、もちろんされているのはよくわかります。そやけど、市民全体ですぐに例えば21年の3月にスタートするわけで、いきなりスタートすると言われても困るんですよ。ですから、せめて何か月間か前に全市的に統一した感じで、当然橋本クリーンセンターと高野口のクリー

ンセンターで稼働しているの、それはしようがないことなんですけども、細かいことを言うたら時間がないんで、あまり言われへんのやけども、橋本市と高野口の処理の仕方は全然違います。埋め立ては橋本市もやってますけども、高野口は別の袋でやって、外部に委託しておるわけでしょう、最終処分場を設けて。そこら辺の部分についてもどうなるのかなと。新しい処理施設ができて、全市的にきちとしたスタートができるのかなと、そういうふうな心配がありますので、今回僕は質問させてもらいました。

ここで一番言っておきたいのは、もう答弁もいただいているので、できるだけ早急にやって、市民の方に理解してもらうためにいろんな方法を考えていただきたいと思ひます。橋本市も新市になりまして、平成18年の10月に、これは広域のあれを受けて10月に策定されたわけです。これからたっても1年かかっています。で、僕としたり、ある程度の計画ですから、周知とかそれに沿って操業するまでに何か月ぐらい前にはもう統一してやれるのかなというふうに僕は思っていたんですけど、今、見てもいつ頃になるかわかりにくいんで、これは本当に早急にやっていただきたいと思ひます。

個々に申し上げますと1時間でも全然聞かれへんので、ここで聞いておきたいのは、一つだけ聞かせてください。家電4品目のリサイクルの法律ができて、不法投棄が始まりました。ほんで、先ほども18年度だけ見ても39万円、約40万円の費用が本市では要っているわけですけども、過去に累計していますとかなりの金額になってまいります。市長がおっしゃる1割の削減とやって、こんなところにも出てくるんです。ですから、僕らだけ聞いているだけでも、どことどことどこが不法投棄される場所やというのはわかります

から、当然、夜中に捨てられる可能性もあるので、物理的には難しいのかもしれないけども、何らかの対応というのはとっていただかないと、このままなおざりにすると、これはだんだん生活というか、橋本市の人が不法投棄をしていると僕は言うてません。他所から来ている可能性もあるんです。僕も現実に見ました。夜中に車が往来したりということで、何を積んでいるかようわからんねんけども、捨てているところは僕は見てないですけどね。そういうところもチェックしてもらいたいです。4品目の部分についても、89台ぐらいあるみたいですね、4品目全部合わせると。そういう処理というのは、ものすごいお金がかかるんです。最近では監視モニター、これはダミーでも結構ですので、そういう方法もとれるし、監視体制をとってやっていただいているように思いますけども、こちら辺もお金がかかっていることなんで、きちっとやってもらいたいと思います。

不法投棄の14年から18年度を調べて、させてもらいましたけども、14年から始まって、17年度は極端に減っておるんですよ、逆に。それでまた増えてきておるんです。これらのこともあって、何か対応されているのかなということで今回もお聞きしたんですけども、今後、大いに問題としてされる不法投棄に関して、当局はどのように考えておられるのか、再度お聞きしておきます。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）先ほど答弁もさせていただいたんですが、不法投棄を発見した場合につきましては、投棄者が判明すれば警察、保健所等にも通報しておりますし、そういう不法投棄の多い場所については、不法投棄禁止というような看板も設置してございます。県においても監視パトロールというのを実施していただいておりますし、その報告も

市のほうにいただいております。そういう場所についても、また市のほうから後追いという形ですが、そういったところについても監視を続けておるようなところなんです。今後、そういった強化ということでやってはいきたいと思うんですが、何分に先ほど答弁させていただきましたように、環境監視員というのがまだ1名でございますので、その辺のところはご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）たくさんまだまだ聞きたいなと思いますけども、この質問をさせていただくというのは、要するに今、何回も申し上げますように、21年から新たにごみ処理の体制が変わるわけで、市民の皆さんに混乱をしない、また市長が常々言われているごみの減量化に対して微に入り細に入り、いろんなところを検討していただきたいなというふうに思います。お金がかかってくることやし。ちりも積もればというあれはどうかあれですけど、ちょっとしたことでもやっていくと大変な金額になってまいりますし、そこら辺、当局の対応をこれからよろしくお願ひしたいと思います。市民には1日でも早く周知をしてあげてほしいなと思います。

以上で終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、21番 上久保君の一般質問は終わりました。